

平成 28 年 6 月 24 日

株 主 各 位

加 賀 電 子 株 式 会 社  
代表取締役社長 門 良 一

「第 48 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 28 年 6 月 10 日付で株主の皆様にご送付いたしました「第 48 回定時株主総会招集ご通知」について、一部修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます（修正箇所には下線を付しております）。

記

【50 頁】個別注記表 5. 税効果会計に関する注記

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
(修正前)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が29百万円減少し、法人税等調整額が63百万円、その他有価証券評価差額金が33百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

(修正後)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が15百万円減少し、法人税等調整額が39百万円、その他有価証券評価差額金が23百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

以上